

漏水事故等に係る使用水量の認定事務取扱要領

平成 17 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は飯綱町給水条例(平成 17 年飯綱町条例第 140 号)及び飯綱町給水条例施行規程(平成 17 年飯綱町水道事業管理規程第 7 号)に基づく使用水量の認定事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において「使用水量の減量認定」とは、飯綱町給水条例第 19 条の規定により計算された使用水量を、管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が減量して認定することをいう。

(適用の原則)

第 3 使用水量の減量認定は、使用水量の増加の原因が給水装置の使用者の管理上の責に帰すべきものである場合は、行わない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(使用水量の減量認定の範囲等)

第 4 使用水量の減量認定は、次の各号のいずれかに該当するとともに、漏水等の修繕をし、かつ料金の滞納がない使用者に適用する。

(1) 地下漏水の場合で、推定漏水量が直近 2 期平均の使用水量(以下「実績使用水量」という。)以上となった場合。

(2) 受水槽のボールタップの故障により使用水量が 2 倍以上となった場合。(新たに警報装置を設置することを条件とし、初回に限る。)

2 前項の減量認定期間は、1 期とする。

(減量水量の認定)

第 5 減量する水量の認定は、使用水量から実績使用水量を差し引いた水量の 2 分の 1 とする。

(減免申請の手続)

第 6 減免申請の手続は、使用者が飯綱町指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の修繕証明及び修繕内容を証する工事写真を付した減免申請書(別記様式 1)を提出し、行う。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。